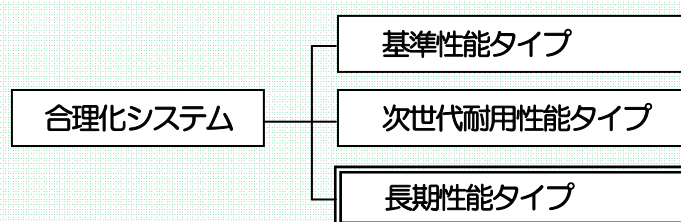


木造住宅合理化システム 『長期性能タイプ』について

当センターでは、平成元年度から木造軸組工法による住宅の合理化された生産供給システムを対象とした、木造住宅合理化システム（以下「合理化システム」という。）認定事業を実施しています。これまでに919件を認定し、認定システムを使って供給した住宅は、累計で65万棟を超えました。

今までの合理化システムには、「基準性能タイプ」と品確法の劣化対策（等級3）及び維持管理対策（等級3）の最高等級を満足し、屋根や外壁等の防水対策等を講じることによって次世代に対する耐用性を配慮した「次世代耐用性能タイプ」がありました。

この4月からは、長期優良住宅の認定基準（長期使用構造等の基準）の性能を有する『長期性能タイプ』を新たに設けました。



■長期性能タイプの特徴

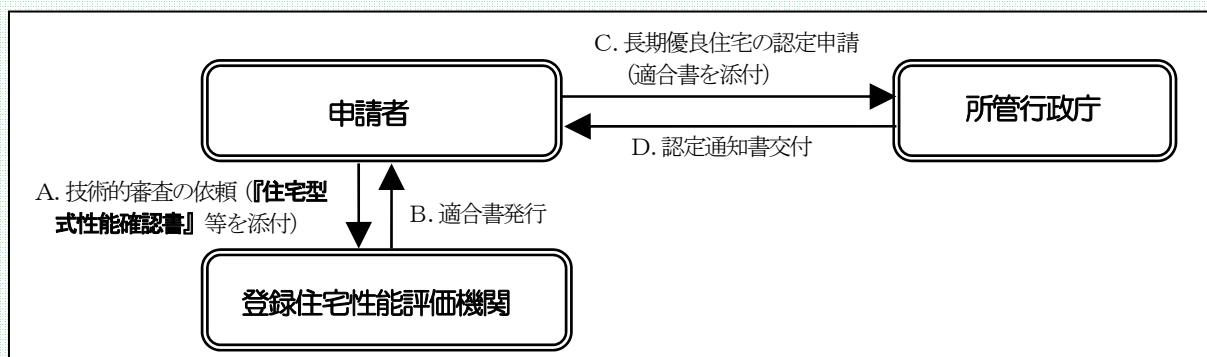
1) 認定内容の充実等

長期性能タイプは、次の長期優良住宅の認定基準（長期使用構造等の基準）の性能を有します。

- ①劣化対策（等級3相当）
- ②耐震性能（耐震等級2以上 構造躯体の倒壊防止）
- ③維持管理・更新の容易性（維持管理対策等級3）
- ④省エネ対策（等級4）

合理化システムの長期性能タイプであれば、上記の①～④の性能を確認した証明書として、国土交通省住宅局住宅生産課監修「長期優良住宅認定マニュアル」に基づく『住宅型式性能確認書』を発行することができます。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る技術的審査の依頼の際に、『住宅型式性能確認書』等を添付することによって、登録住宅性能評価機関による審査の簡略化が図れます。



登録住宅性能評価機関に技術的審査を依頼する場合の長期優良住宅の認定申請のフロー図

2) 手続きの効率化等

合理化システム認定と住宅型式性能確認に係る審査及び手続きを一体的に行うことにより、手続きの効率化が図れるとともに、これに伴い、手数料の低減も併せて行うことができます。

■「長期性能タイプ」の認定書類について

1) 認定書及び評価書

認定書(図1)は、合理化システムの「長期性能タイプ」であることを証明します。また、評価書(図1)は、長期性能タイプの技術基準項目の適否が記されており、長期優良住宅の認定基準である住戸面積(75㎡以上であること)及び維持保全の方法を記した保全計画書の適否も記載しています。



図1 認定書及び評価書

2) 住宅型式性能確認書

劣化・耐震・維持・省エネの4つの性能において、長期優良住宅の認定基準を満たしていることが確認できた場合は、国土交通省住宅局住宅生産課監修「長期優良住宅認定マニュアル」に基づく住宅型式性能確認書(図2)を発行します。

登録住宅型式性能認定等機関が発行する品確法の住宅型式性能認定書と同等以上の位置付けとなっているため、長期優良住宅の技術的審査依頼の際に、住宅型式性能確認書を添付することによって、登録住宅性能評価機関による審査の簡略化が図れることとなります。

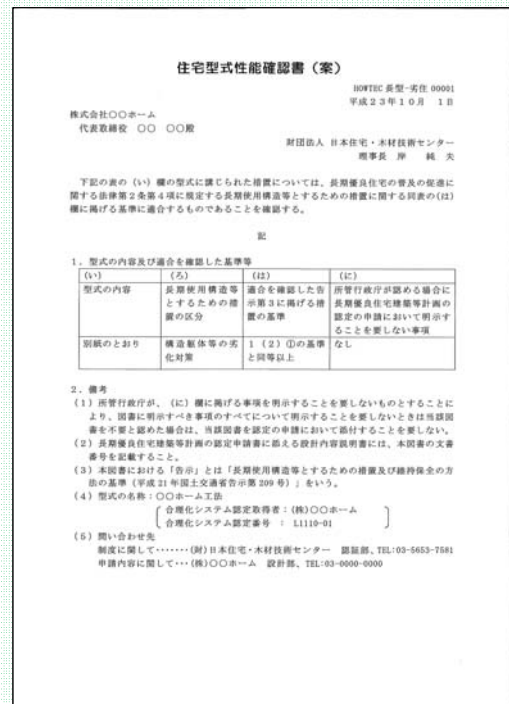


図2 住宅型式性能確認書

3) 設計内容説明書

設計内容説明書(図3)は、劣化・耐震・維持・省エネの4つの性能の他に、住戸面積及び維持管理の内容等を説明するもので、エクセル形式のデータでお渡しします。データには、4つの性能の内容(仕様)が入力済みであり、複数の仕様がある項目はプルダウンで選択することができます。また、誤用防止の観点からシートに保護を施しています。

よって、長期優良住宅の技術的審査依頼の際は、エクセル形式のデータに建物の名称及び所在地の建設する住宅の情報等を入力し、印刷するだけで活用することができます。

図3 設計内容説明書

また、申請者がFC・VCの本部及びグループ代表等の場合は、今までとおり、申請者名で認定書及び評価書を発行します。ただし、住宅性能型式確認書及び設計内容説明書は、各加盟店に対して、加盟店名及び代表者名を記載したのも発行します。

■申請書類について

合理化システムの「長期性能タイプ」の申請書類は、劣化・耐震・維持・省エネの4つの性能の内容が確認できる資料が必要となります。また、基準性能タイプ、次世代耐用性能タイプも同様ですが、登録住宅性能評価機関等がより安心して審査が行うことができるように、今まで以上に、必要な申請書類を整備していただくことになります。

申請書類の作成要領及び申請書類様式は、ホームページよりダウンロード出来ますので、ご利用下さい。(http://www.howtec.or.jp/ninsyou/gourika.html)

■年間スケジュール

	第1回受付	第2回受付	第3回受付	第4回受付	事務作業の内容
事前打合せ	随時	随時	随時	随時	・申請受理に先立ち、申請書類及び記入内容等の過不足について事前審査を行う。
申請	3月末日迄	6月末日迄	9月末日迄	12月末日迄	・申請書類を受理し、業務計画書及び認定手数料請求書を発行する。
審査					・審査委員会において、審査を行う。
認定予定日	7月1日	10月1日	1月1日	4月1日	・約定書を発行する。約定書を受理した後に認定書類を発行する。

問い合わせ先 認証部 (担当: 増村) TEL: 03-5653-7581、FAX: 03-5653-7582